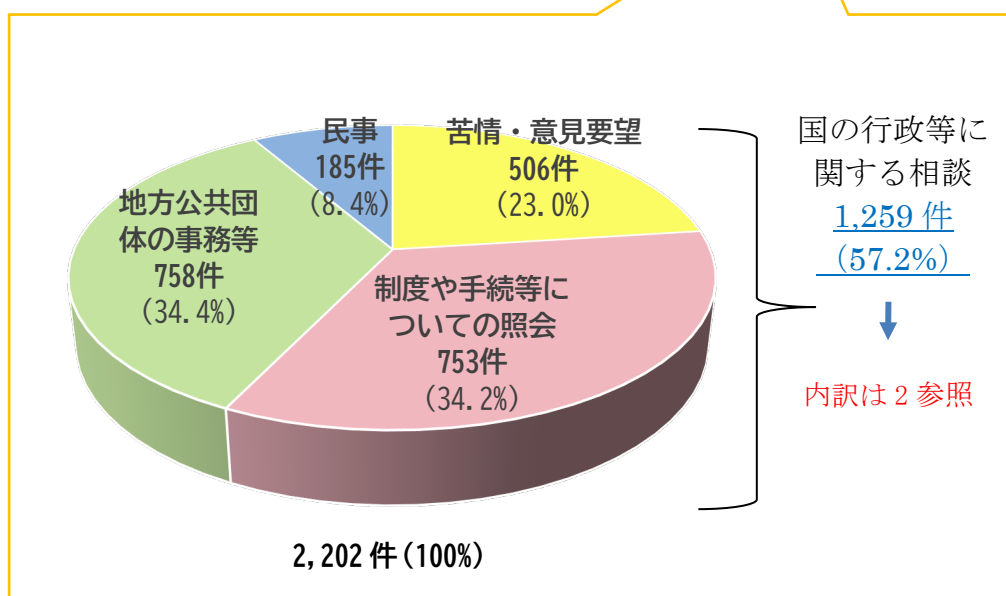
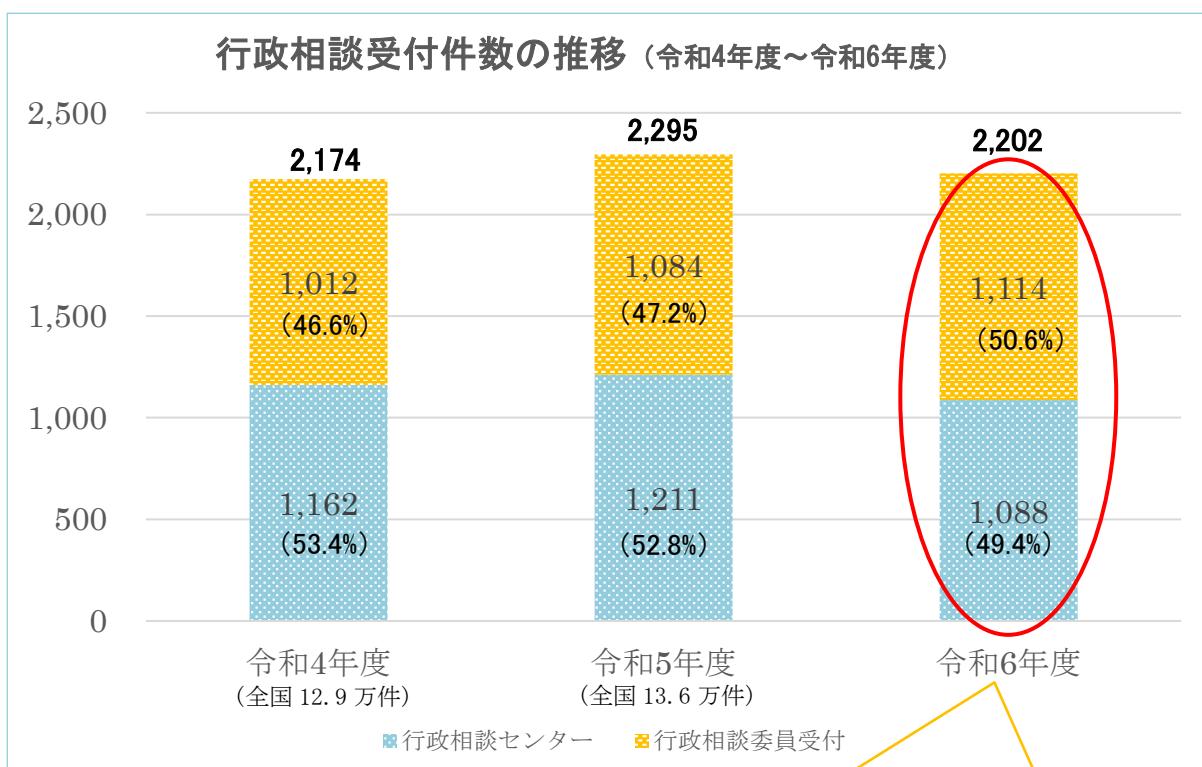


行政相談実績の集計結果（令和 6 年度）

1 福島行政監視行政相談センターの行政相談受付件数

福島行政監視行政相談センター（以下「行政相談センター」という。）の令和 6 年度行政相談受付件数は 2,202 件

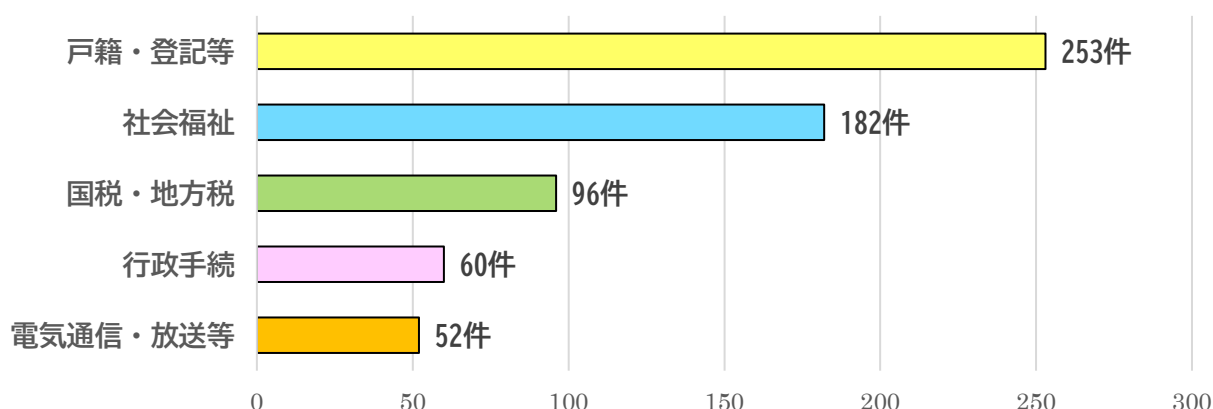
- ◆ 行政相談センターが受け付けたものは 1,088 件 (49.4%)
- ◆ 行政相談委員が受け付けたものは 1,114 件 (50.6%)
- ◆ 国の行政等に関する相談（苦情・要望、制度や手続等についての照会）は 1,259 件 (57.2%)



2 行政分野別件数（国の行政等に関する相談）

国の行政等に関する相談 1,259 件を行政分野別に見ると、例年上位の「登記・戸籍等」に加え、高齢者・障害者・生活保護などの「社会福祉」や「国税・地方税」に関する相談が多くなっています。一方、東京電力の追加賠償などの「工業・産業・エネルギー」に関する相談は 19 件と減少し（「工業・産業・エネルギー」は令和 5 年度は 87 件）、上位 5 位以内には入っていません。

＜図 4＞ 行政分野別件数（上位 5 分野）



○ 登記・戸籍等(253 件)の相談内容の例

- ・相続登記申請が義務化されたが、登記申請ができなかった際の過料について教えてほしい。
- ・相続で宅地や山林を取得したので、国庫帰属制度の対象や手数料等について知りたい。
- ・マイナンバーカードに係る運転免許証や健康保険証の一体化について教えてほしい。

○ 社会福祉(182 件)の相談内容の例

- ・非課税世帯等を対象とした給付金の支給対象や支給時期を教えてほしい。
- ・生活保護を受給したいが、障害年金と同時に受給することはできるのか。
- ・認知症や発達障害の家族をどのように支援していったら良いか分からず困っている。

○ 国税・地方税(96 件)の相談内容の例

- ・ふるさと納税に係る仕組みやワンストップ特例について知りたい。
- ・定額減税や、定額減税補足給付金（不足額給付）はどのような者が対象となるのか。
- ・年金を受給しながら野菜の販売を行っているが、確定申告や住民税の申告は必要か。

○ 行政手続(60 件)の相談内容の例

- ・親族が死亡した際に必要な手続の種類や手続方法が知りたい。
- ・開示請求に係る審査請求をしたが、請求から裁決までの期間は定められているか。
- ・個人情報の取り扱いに関する相談窓口を教えてほしい。

○ 電気通信・放送等(52 件)の相談内容の例

- ・光回線通信の勧誘電話が頻繁にかかってくるが、どこに相談したらよいか。
- ・テレビの映りが悪くなることがあるので相談窓口を教えてほしい。
- ・アマチュア無線従事者の免許証を紛失したので、再交付の手続を教えてほしい。

3 行政相談事例

相談要旨	対応状況
【帰化の申請方法】 日本で勤務して数年前に永住権を取得した。日本に帰化したいと考えているが、申請方法が分からない。	行政相談委員が、参考資料を基に帰化の方法や申請に係る提出資料の概略を説明するとともに、詳細な申請要件等は法務局に相談するよう助言。約10か月後、帰化の身分証明書が届いた旨相談者から御礼があった。
【国民年金保険料の納付】 生活困窮のため、クレジットカードで2年前納払いを続けてきた国民年金保険料を止めたいが、カード払いの停止申請を失念し、カード会社から2年分の保険料（約40万円）の請求が来た。請求額を用意できるあてもなく、このままでは金融機関から借り入れるしかなく困っている。	相談者に年金の各種制度を説明するとともに、年金事務所に対応を依頼。相談者は保険料免除要件に該当する可能性があったことから、免除審査及び還付手続きが迅速に行われ、カード請求額の引落日前に、相談者に納付期限経過前の保険料が還付された。
【バス停と歩道間の縁石】 利用しているバスの停留所は、車道と歩道の間に15～20cm程度の縁石がある。高齢者や障害者にとって大変不便なので縁石除去などの対策を講じてほしい。	道路管理者とバス運行者間での協議の結果、停留所の手前に縁石の切れ目があったことから、縁石除去の代替手段として、停留所が縁石の切れ目に移設された。
【モニタリングポストの故障】 近隣の公園に設置されているモニタリングポストは、4か月程前から「機器調整中」と掲示され、放射線測定値が表示されない。放射線を定期的・連続的に監視測定するための重要な機械であることから、早く復旧してほしい。	当該モニタリングポストは国が設置したものであることを確認し、担当部局に連絡。数か月後にモニタリングポストが復旧した。
【国民審査の投票方法】 投票立会員を務めた際に、多くの選挙人から最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙記載方法等について聞かれて説明に苦労したので、国民審査公報上に、制度概要や投票方法等を周知してほしい。	行政相談委員と行政相談センターが連携して、他県の審査公報例等を県選挙管理委員会に情報提供し、余白部分を活用した投票方法の説明の充実に活用するよう働きかけ。 その後実施された国民審査において、審査公報の余白に投票方法が掲載された。



国民審査の投票用紙には

1. やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書いてください。
2. やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。